電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行について (昭和64年1月1日付け基発第1号)新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正前
基発第1号
昭和64年1月1日
一部改正 基 発 3 7 0 号
平成6年6月21日
一部改正 基 発 2 5 3 号
平成 13 年 3 月 30 日
都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について
電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(昭和 63 年労働省令第 32
号)が、昭和63年10月1日公布され、昭和64年4月1日から施行される
こととなった。(略)
記
第一 改正の要点

1~7 (略)

第二 細部事項

I 削除

Ⅱ削除

Ⅲ 1~6 削除

7 (略)

8~11 削除

12 (略)

Ⅳ 既存の規定関係

1・2 削除

3・4 (略)

5・6 削除

7・8 (略)

9 削除

10 第一七条関係

- (1) 第二項の「自動警報装置」とは、放射線装置が<mark>同項</mark>第一号から第三号までの各号の状態にある場合において、これと電気的 又は機械的に連動して警報が行われる装置をいうこと。
- (2) 第一項で定める周知の方法として、第二項の「自動警報装置」のほかに、手動によるブザー、表示灯等があること。
- (3) 第七項の「インターロック」とは、荷電粒子加速装置が稼動している間や放射性物質が安全な場所に格納されていない間は、自動的に出入口が閉鎖され内部に立ち入ることができないようにする機構をいうこと。

11 削除

12~20 (略)

21 削除

1~7 (略)

第二 細部事項

I 削除

Ⅱ削除

Ⅲ 1~6 削除

7 (略)

8~11 削除

12 (略)

IV 既存の規定関係

1・2 削除

3 • 4 (略)

5 • 6 削除

7・8 (略)

9 削除

10 第一七条関係

- (1) <u>第一項</u>の「自動警報装置」とは、放射線装置が第一号から第三 号までの各号の状態にある場合において、これと電気的又は機械 的に連動して警報が行われる装置をいうこと。
- (2) 第一項の「自動警報装置」以外の周知の方法には、手動によるブザー、表示灯等があること。
- (3) <u>第二項</u>の「インターロック」とは、荷電粒子加速装置が稼動している間や放射性物質が安全な場所に格納されていない間は、自動的に出入口が閉鎖され内部に立ち入ることができないようにする機構をいうこと。

11 削除

12~20 (略)

21 削除

22·23 (略) 24 削除 25~35 (略) 36~40 削除

(削除)

(削除)

(削除)

41~43 (略)

44 (略)

第三 その他 (安全衛生法施行令の規定について)

1・2 (略)

22・23 (略)

24 削除

25~35 (略)

36 削除

37 第四七条関係

第四号の「照射条件等を調整」とは、被照射体の性質、形状等に 応じ、照射方向、照射野の広さ、被照射体との距離、管電圧、管電 流、照射時間等の条件の決定及び作業の段取りをいうこと。

38 第五二条の三関係

第八号の「照射条件等を調整」とは、被照射体の性質、形状等に 応じ、照射方向、照射野の広さ、被照射体との距離、照射時間等の 条件の決定及び作業の段取りをいうこと。

39・40 削除

41~43 (略)

45 (略)

第三 その他 (安全衛生法施行令の規定について)

1・2 (略)

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について (平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 253 号) 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
基発第253号	基発第253号
平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 3 月 30 日
一部改正 基発 1027 第 4 号	一部改正 基発 1027 第 4 号
令和 2 年 10 月 27 日	令和2年10月27日
<u>一部改正 基発 1029 第 1 号</u>	
<u>令和7年10月29日</u>	
都道府県労働局長 殿	都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長	厚生労働省労働基準局長
労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施 行等について	労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施 行等について
労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 (平成13年厚生労働省令第42号。以下「改正省令」という。)が、平成13年3月27日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった ところである。(略)	労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 (平成13年厚生労働省令第42号。以下「改正省令」という。)が、平成13年3月27日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった ところである。(略)
記	記
第 1 (略)	第 1 (略)

第2 用語の改正関係

- 1 (略)
- 2 電離則等で使用されている用語について
 - (1)~(12) (略)
 - (13) 放射線測定器(労働安全衛生規則様式第27号、電離則第3条、第8条<u>第17条</u>、第19条、第45条、第47条、第52条の3、第54条、第55条、第60条関係)(略)

第3 細部事項

1~20 (略)

- 21 第 54 条関係
 - (1) (略)
 - (2) 第1項の「線量当量」とは、「1センチメートル線量当量」及び「70マイクロメートル線量当量」を指すこと。なお、今回、これらの規定が追加されたのは、第3条第1項において、管理区域の基準を3月間単位で規定することとなったことから、本項における測定においても、線量当量率を測定する放射線測定器のみならず、ガラス線量計、熱ルミネセンス線量計又は光刺激ルミネセンス線量計等積算型の放射線測定器での測定を行う場合が想定されるためであること。

(3)~(5) (略)

22~26 (略)

第4 (略)

第5 関係通達の一部改正について

1 (略)

第2 用語の改正関係

- 1 (略)
- 2 電離則等で使用されている用語について

(1)~(12) (略)

(13) 放射線測定器(労働安全衛生規則様式第 27 号、様式第 28 号、 電離則第 3 条、第 8 条、第 19 条、第 45 条、第 47 条、第 52 条の 3、第 54 条、第 55 条、第 60 条関係)(略)

第3 細部事項

1~20 (略)

21 第 54 条関係

(1) (略)

(2) 第1項の「線量当量」とは、「1センチメートル線量当量」及び「70マイクロメートル線量当量」を指すこと。なお、今回、これらの規定が追加されたのは、第3条第1項において、管理区域の基準を3月間単位で規定することとなったことから、本項における測定においても、線量当量率を測定する放射線測定器のみならず、フィルムバッジ等積算型の放射線測定器での測定を行う場合が想定されるためであること。

(3)~(5) (略)

22~26 (略)

第4 (略)

第5 関係通達の一部改正について

1 (略)

2 削除

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

別添1 管理区域の設定等に当たっての留意事項

- 1 外部放射線による実効線量
 - (1) 放射線測定器の選定

ア~オ (略)

- **カ** 以上のほか日本産業規格(JIS)に適合しているもの又はこれと同等の性能を有しているものであること。
- * 放射線測定器は、国家標準とのトレーサビリティが明確になっている基準測定器又は数量が証明されている線源を用いて測定を実施する日の1年以内に校正されたものであること。または、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「RI 法施行規則」という。)第20条第1項第5号、第2項第4号又は第3項第4号の規定による「点検及び校正」を行ったものであること(※)。
 - ※ RI 法施行規則における「点検及び校正」については、平成 29 年 12 月 13 日付け原規放発第 17121320 号原子力規制委員会決 定「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」の

- 2 平成12年9月19日付け基発第581号「原子力施設における放射線 業務に係る安全衛生管理対策の強化について」を、平成13年3月31 日をもって次のとおり改正する。
- (1) 記の4の(2)及び(4)並びに様式第1号中「線量当量(「線量当量率」 を除く。)」を「実効線量」に改めること。
- (2) 様式第1号中「放射線測定用具」を「放射線測定器」に改めること。
- (3) 様式第3号中「実効線量当量」を「実効線量」に、「線量当量」を 「実効線量」に改めること。
- (4) 様式第4号について、別添2のとおり改めること。

別添1 管理区域の設定等に当たっての留意事項

- 1 外部放射線による実効線量
 - (1) 放射線測定器の選定

ア~オ (略)

- **カ** 以上のほか日本工業規格(JIS)に適合しているもの又はこれと同等の性能を有しているものであること。
- **キ** 放射線測定器は、国家標準とのトレーサビリティが明確になっている基準測定器又は数量が証明されている線源を用いて測定を実施する日の1年以内に校正されたものであること。

別紙「規則第20条に係る測定の信頼性確保について」において 点検及び校正並びにこれらの適切な組合せの考え方が示されて いるため、参考にすること。

- (2)~(4) 略
- (5) 測定方法及び3月間における実効線量の算定等
 - ア 1センチメートル線量当量等が労働時間中において一定の場合
 - (ア) サーベイメータ等の放射線測定器を用いて測定する場合は、労 働時間中における任意の時点において 1 センチメートル線量当量 率を測定し、これに、3月間において予想される最大延べ労働時 間(最大延べ労働時間については、就業規則や労働場所の入場制 限や滞在時間管理等の状況を踏まえ、理論上最も長く滞在し得る 者の労働時間を用いるものとする。なお、簡便な方法としては、 週 40 時間に 13 週を乗じた 520 時間を最大延べ労働時間とするこ とができる。ただし簡便な方法で計算した場合の调当たりの労働 時間について、放射線業務に従事する労働者のうち、最も労働時 間が長い者の週当たりの労働時間が40時間超える若しくは40時 間に満たないことが就業規則や労使協定等により明文化されてい るとき、又は放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法 律第167号)第21条の規定に基づく放射線障害予防規程その他の 社内規定において週当たりの装置の最大使用時間若しくは施設へ の滞在時間が明文化されているとき等にあっては、当該週当たり の労働時間又は最大使用時間若しくは滞在時間に 13 週を乗じた 時間を最大延べ労働時間とすること。以下同様。)を乗じて3月間 における1センチメートル線量当量を求め、これをもって3月間 における外部放射線による実効線量とすること。
 - (イ) <u>ガラス線量計、熱ルミネセンス線量計又は光刺激ルミネセンス</u> 線量計等の積算型放射線測定器を用いて測定する場合は、労働時

- (2)~(4) 略
- (5) 測定方法及び3月間における実効線量の算定等
- ア 1センチメートル線量当量等が労働時間中において一定の場合
 - (ア) サーベイメータ等の放射線測定器を用いて測定する場合は、労働時間中における任意の時点において1センチメートル線量当量率を測定し、これに、3月間において予想される最大延べ労働時間を乗じて3月間における1センチメートル線量当量を求め、これをもって3月間における外部放射線による実効線量とすること。

(イ) フィルムバッジ等の積算型放射線測定器を用いて測定する場合は、労働時間中の任意の時間について1センチメートル線量当量を

間中の任意の時間について1センチメートル線量当量を測定し、これに、3月間において予想される最大延べ労働時間を当該測定時間で除して得た値を乗じて、3月間における1センチメートル線量当量を求め、これをもって3月間における外部放射線による実効線量とすること。

イ (略)

(ア) (略)

(イ) ガラス線量計、熱ルミネセンス線量計又は光刺激ルミネセンス線量計等の積算型放射線測定器を用いて測定する場合は、労働時間中において1センチメートル線量当量率が最大になると想定される時点を含めた任意の時間について1センチメートル線量当量を測定し、これに、3月間において予想される最大延べ労働時間を当該測定時間で除して得た値を乗じて、3月間における1センチメートル線量当量を求め、これをもって3月間における外部放射線による実効線量とすること。

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) <u>ガラス線量計、熱ルミネセンス線量計又は光刺激ルミネセン</u> ス線量計等の積算型放射線測定器で測定する場合は、次のいず れかの方法により測定・算定すること。

a • b (略)

エ (略)

(ア)(略)

(イ) <u>ガラス線量計、熱ルミネセンス線量計又は光刺激ルミネセン</u> ス線量計等の積算型放射線測定器で測定する場合は、次のいず れかの方法により測定・算定すること。

a • b (略)

測定し、これに、3月間において予想される最大延べ労働時間を当該測定時間で除して得た値を乗じて、3月間における1センチメートル線量当量を求め、これをもって3月間における外部放射線による実効線量とすること。

イ (略)

(ア) (略)

(イ) フィルムバッジ等の積算型放射線測定器を用いて測定する場合は、労働時間中において1センチメートル線量当量率が最大になると想定される時点を含めた任意の時間について1センチメートル線量当量を測定し、これに、3月間において予想される最大延べ労働時間を当該測定時間で除して得た値を乗じて、3月間における1センチメートル線量当量を求め、これをもって3月間における外部放射線による実効線量とすること。

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) <u>フィルムバッジ</u>等の積算型放射線測定器で測定する場合は、 次のいずれかの方法により測定・算定すること。

a · b (略)

エ (略)

(ア)(略)

(イ) <u>フィルムバッジ</u>等の積算型放射線測定器で測定する場合は、 次のいずれかの方法により測定・算定すること。

a · b (略)

オ・カ (略)

(6) (略)

2 (略)

(1) 試料採取方法

空気中の放射性物質には、繊維系ろ紙で捕集される粒子状のもの、 蒸気及び化学的に不活性な<mark>貴ガス</mark>等ガス状のものがある。

これらについては、放射性物質の状態に応じた試料採取方法を選択する必要があるが、その選択については、主な放射性核種及びその性状により、別表を参考にして決定すること。

(2)~(5) (略)

3~5 (略)

別表

主な放射性核種及びその性状に応じた試料採取方法

主な放射性核種	放射性物質の性状	試料採取方法	捕集材、捕集器 具
⁶⁰ Co, ⁶⁷ Ga,	粒子状	ろ過捕集方法	ろ紙
^{99m} Tc, ¹⁴⁷ Pm,			
²⁰¹ Tl, U, Pu			
33P, 35S, 133I,	気体状 (揮発性物	固体捕集方法	活性炭含浸ろ紙
¹²³ I, ¹³¹ I, ²⁰³ Hg	質)		
133 I , 123 I , 131 I ,			活性炭カートリ
²⁰³ Hg			ッジ
³ H	水蒸気		シリカゲル
放射性貴ガス	気体状	直接捕集方法	ガス捕集用電離
³ H, ¹⁴ C			箱

オ・カ (略)

(6) (略)

2~5 (略)

(1) 試料採取方法

空気中の放射性物質には、繊維系ろ紙で捕集される粒子状のもの、 蒸気及び化学的に不活性な希ガス等ガス状のものがある。

これらについては、放射性物質の状態に応じた試料採取方法を選択する必要があるが、その選択については、主な放射性核種及びその性状により、別表を参考にして決定すること。

(2)~(5) (略)

3~5 (略)

別表

主な放射性核種及びその性状に応じた試料採取方法

主な放射性核種	放射性物質の性状	試料採取方法	捕集材、捕集器 具
⁶⁰ Co, ⁶⁷ Ga,	粒子状	ろ過捕集方法	ろ紙
^{99m} Tc, ¹⁴⁷ Pm,			
²⁰¹ Tl, U, Pu			
33P, 35S, 133I,	気体状 (揮発性物	固体捕集方法	活性炭含浸ろ紙
¹²³ I, ¹³¹ I, ²⁰³ Hg	質)		
133 I , 123 I , 131 I ,			活性炭カートリ
$^{203}\mathrm{Hg}$			ッジ
3H	水蒸気		シリカゲル
放射性希ガス	気体状	直接捕集方法	ガス捕集用電離
³ H, ¹⁴ C			箱

放射性 <u>貴ガス</u>			捕集用ガス容器
3 H	水蒸気	冷却凝集捕集	コールドトラッ
		方法	プ
³ H	水蒸気	液体捕集方法	水バブラー
14C	ミスト		

放射性希ガス			捕集用ガス容器
3 H	水蒸気	冷却凝集捕集	コールドトラッ
		方法	プ
3H	水蒸気	液体捕集方法	水バブラー
14C	ミスト		

別添 2 <u>削除</u>

別添2 平成12年9月19日付け基発第581号「原子力施設における放射 線業務に係る安全衛生管理対策の強化について」様式第4号

電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年6月1日付け基発第0601005号)新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

和 32 年法律第 167 号。以下「<u>放射線障害防止法</u>」という。)に

	(江/ 下線を刊した園が2 改正的力である。
新	IB
基発第 0601005 号	基発第 0601005 号
平成 17 年 6 月 1 日	平成 17 年 6 月 1 日
<u>一部改正 基発 1029 第 1 号</u>	
<u>令和7年10月29日</u>	
都道府県労働局長 殿	都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長	厚生労働省労働基準局長
電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施 行について	電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施 行について
電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成17年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。)が本日、公 布され、施行されたところである。(略)	電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成17年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。)が本日、公 布され、施行されたところである。略)
記	記
第 1 改正の要点 1 電離放射線障害防止規則の一部改正関係 (1) (略)	第 1 改正の要点 1 電離放射線障害防止規則の一部改正関係 (1) (略)
(2) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167	(2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭

号。旧「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法

律」。以下「RI法」という。)に規定する表示付認証機器又は表示付特定認証機器(以下「表示付認証機器等」という。)について、掲示しなければならない事項を「機器の種類並びに装備している放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクレル)」に限ることとしたこと。(第14条関係)

(3)・(4) (略)

第2 細部事項

- 1 電離放射線障害防止規則の一部改正関係
- (1) (略)
- (2) 第14条関係

ア (略)

イ 表示付認証機器等とは、RI法に基づき、原子力規制委員会又は登録認証機関が、機器の設計、使用条件及び品質管理の方法について審査し、通常の使用方法であれば、特別な管理を要することなく安全性を十分に担保できることを認証したものであることを表示している機器であること。また、当該機器には設計認証印又は特定設計認証印(別図参照)、「原子力規制委員会」の文字(登録認証機関が認証を行った場合は、当該登録認証機関の名称又は当該登録認証機関を特定できる文字若しくは記号)及び設計認証又は特定設計認証に係る認証番号が表示されるものであること。

なお、表示付認証機器としては、ガスクロマトグラフ等が、表示 付特定認証機器としては煙感知器、レーダー受信部切替放電管等が 想定されていること。

ウ (略)

(3) 第17条関係

ア 第2項において、放射性物質を装備している機器を放射線装置室

規定する表示付認証機器又は表示付特定認証機器(以下「表示付認証機器等」という。)について、掲示しなければならない事項を「機器の種類並びに装備している放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクレル)」に限ることとしたこと。(第14条関係)

(3)・(4) (略)

第2 細部事項

- 1 電離放射線障害防止規則の一部改正関係
- (1) (略)
- (2) 第14条関係

ア (略)

イ 表示付認証機器等とは、<u>放射線障害防止法</u>に基づき、<u>文部科学大</u> <u>E</u>又は登録認証機関が、機器の設計、使用条件及び品質管理の方法 について審査し、通常の使用方法であれば、特別な管理を要するこ となく安全性を十分に担保できることを認証したものであることを 表示している機器であること。また、当該機器には設計認証印又は 特定設計認証印(別図参照)、「<u>文部科学大臣</u>」の文字(登録認証機 関が認証を行った場合は、当該登録認証機関の名称又は当該登録認 証機関を特定できる文字若しくは記号)及び設計認証又は特定設計 認証に係る認証番号が表示されるものであること。

なお、表示付認証機器としては、ガスクロマトグラフ等が、表示 付特定認証機器としては煙感知器、レーダー受信部切替放電管等が 想定されていること。

ウ (略)

- (3) 第17条関係
- ア 第1項は、放射性物質を装備している機器を使用する場合であっ

内で使用する場合であって自動警報装置の設置が義務付けられる機器となる基準について、その数量が370ギガベクレル<u>を超える</u>から400ギガベクレル<mark>以上</mark>に改めたものであること。

イ 第7項は、放射性物質を装備している機器を使用する場合であってインターロックの設置が義務付けられることとなる機器の基準について、111 テラベクレルを超えるから 100 テラベクレル以上に改めたものであること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

第3 施行期日等

1 (略)

2 経過措置

(1) (略)

(2) 改正省令の施行の際現に存する放射性物質を装備している機器 を使用する放射線装置室の出入口で人が通常出入りするものに対 する新電離則<u>第17条第7項</u>の規定の適用については、なお従前の 例によること。

ただし、RI法第10条第2項の変更の許可の申請が行われるような変更(※)が放射性物質を装備する機器を使用する放射線装置室の出入口で人が通常出入りするものになされる場合には、インターロックを設置しなければならないものであること。

※ (略)

別図

(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和 35 年総理府令第 56号) 別図と同じ) て自動警報装置の設置が義務付けられる<u>ことのない</u>機器となる基準について、その数量が 370 ギガベクレル<u>以下</u>から 400 ギガベクレル 未満に改めたものであること。

イ 第2項は、放射性物質を装備している機器を使用する場合であってインターロックの設置が義務付けられることとなる機器の基準について、111 テラベクレルを超えるから 100 テラベクレル以上に改めたものであること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

第3 (略)

1 (略)

2 経過措置

(1) (略)

(2) 改正省令の施行の際現に存する放射性物質を装備している機器を使用する放射線装置室の出入口で人が通常出入りするものに対する新電離則第17条第2項の規定の適用については、なお従前の例によること。

ただし、<u>放射線障害防止法</u>第10条第2項の変更の許可の申請が行われるような変更(※)が放射性物質を装備する機器を使用する放射線装置室の出入口で人が通常出入りするものになされる場合には、インターロックを設置しなければならないものであること。

※ (略)

別図

設計認証印

特定設計認証印





- **注 1** 三葉マークは、日本産業規格による放射能標識の形状とすること。
 - 2 0は、0.2センチメートル以上とすること。
 - 3 放射性同位元素装備機器に直接表示することが著しく困難な場合 にあってはその容器の見やすい箇所に付すこと。

設計認証印

特定設計認証印





- 注 1 三葉マークは、日本工業規格による放射能標識の形状とすること。
 - 2 0は、0.2センチメートル以上とすること。
 - 3 放射性同位元素装備機器に直接表示することが著しく困難な場合 にあってはその容器の見やすい箇所に付すこと。